

元立誠小学校の跡地活用について

京都市では、市民の貴重な財産である学校跡地の有効活用に向け、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づき、民間等の事業者から長期にわたり学校跡地の敷地を全面的に活用する事業の提案を広く募集しています。

この度、元立誠小学校跡地活用については、立誠自治連合会から提出された要望書を踏まえ、文化的拠点を柱に、にぎわいとコミュニティの再生を目指し、地元と協議をしながら、活用事業者を選定するプロポーザル実施に向けた募集要項の作成に着手することで合意しましたので、お知らせします。

プロポーザルの詳細については、改めて公表いたしますが、応募には、事前に事業者登録が必要となります。登録が完了していない場合については、下記3のとおり、必要な手続きを行ってください。

記

1 元立誠小学校跡地の概要

- (1) 所在地 京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前島町310-2
- (2) 敷地面積 4,937㎡
※ 実測・境界明示等により、変更となる可能性があります。

2 立誠自治連合会からの主な要望内容

- (1) 現在の文化的拠点としての取組みを継続実施できること。
- (2) 既存校舎の近代建築物としての価値を認め、維持保全すること。
- (3) 立誠学区の安心安全のため、風俗規制を継続すること。

3 事業者登録

プロポーザルの応募要件として、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に定める事業者登録を行っていただく必要があります。

詳細は、以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館6階
京都市行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当
電話 075-222-4119

<参考> 学校跡地活用に係る手続きの流れ

- 募集要項（案）の作成
- 第1回事業者選定委員会の開催（募集要項の策定）
- プロポーザル募集開始（募集期間：3箇月程度）
- 第2回以降の事業者選定委員会の開催（契約候補事業者の選定）
- 基本協定の締結
（本市と事業者との間で、今後の協議事項等について合意）
- 事前協議会の設置
（本市、地元、事業者の3者により、活用計画の詳細について協議）
- 土地の貸付契約の締結

(位置図)

